

東京大学国際高等研究所ニューロインテリジェンス国際研究機構（ヘンシュ研究室 赤ちゃんラボ）
学術専門職員（特定有期雇用教職員） 募集要項

IRCN赤ちゃんラボでは、人の乳幼児における言語習得について社会環境の影響に焦点を当てた研究をしています。行動実験や神経生理学的実験、観察実験を含む多様なアプローチを採用しています。詳細については、当研究室のウェブページ（<https://babylab.ircn.jp/>）をご覧ください。

現在、iPlasticity（可塑性誘導）プロジェクト（<http://iplasticity.umin.jp/>）の一環である、科学研究費補助金プロジェクト「臨界期モデュレーションにおける経験の役割: 定性的証明から定量的証明へ」（研究代表者 辻晶）において、学術専門職員を下記の要領で募集します。

1	職名及び人数	学術専門職員 1名
2	契約期間	採用日（応相談）から2025年03月31日まで
3	更新の有無	更新する場合があります。更新する場合は、1年ごとに行う。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。 最終雇用期間満了日：2026年3月31日
4	試用期間	採用日から14日間
5	就業場所	東京大学国際高等研究所 ニューロインテリジェンス国際研究機構IRCN赤ちゃんラボ（ヘンシュ研究室） （〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1） 変更の範囲：原則同一部局内
6	業務内容	IRCN赤ちゃんラボでは、人の乳幼児における言語習得について社会環境の影響に焦点を当て研究しています。 - 乳幼児を対象とした心理学実験研究の準備や環境整備、実験の実施、測定データ分析の補助（視線追跡及びEEG） - 実験参加者の募集、ホームページの管理、事務作業などのその他の学術支援業務 変更の範囲：配置換及び兼務を命じることがある。
7	就業時間	1日7時間45分（9：00～17:45 ※12:00～13:00休憩） ※時間外労働を命じることがある。
8	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
9	休暇	年次有給休暇、リフレッシュ休暇、慶弔休暇等
10	賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額25万円～35万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（支給要件を満たした場合、上限55,000円/月）、超過勤務手当を支給退職手当、賞与は支給無し。
11	加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合（健康保険・共済年金）、雇用保険、労災保険に加入

12	応募資格	<p>(必須)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 修士の学位以上を取得した者 - 日本語が堪能 - 人に対する心理学実験の実施経験 - プログラミング（例：Python、Matlab、R）およびデータ分析のスキル（特にEEGデータの分析スキルがあることが望ましい） <p>(歓迎)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 子どもを対象とした研究経験 - 英語が堪能
13	提出書類	<p>東京大学統一履歴書</p> <p>※本学様式を https://www.u-tokyo.ac.jp/en/about/jobs.html からダウンロードのうえ作成のこと。</p>
14	提出方法	<p>メールタイトルを「IRCN赤ちゃんラボ 学術専門職員応募」として</p> <p>応募書類を shotsuji@ircn.jp と babylab-admin@ircn.jp へお送りください。お送りいただく際は、#を@に置き換えてください。</p>
15	応募締切	<p>適任者が決定するまで ※採用者が決定次第、募集終了</p> <p>書類選考の上、合格者に対し面接（来学または動画）を予定。</p> <p>書類選考を通過された方にはメールで面接のご連絡を差し上げます。</p>
16	問い合わせ先	14 提出方法を参照
17	募集者名称	国立大学法人東京大学
18	受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
19	その他	<p>(1) 応募書類は、返却せず、本応募の用途に限り使用し、取得した個人情報は正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。</p> <p>(2) 選考にかかる旅費は支給しません。</p> <p>(3) 勤務条件の詳細は、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程をご覧ください。（https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/kisoku_mokuji_j.html）</p> <p>(4) 東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。</p> <p>(5) 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。</p>